

議員提出議案第3号

渋川市議会会議規則の一部を改正する規則

上記議案を別紙のとおり渋川市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年3月24日

渋川市議会議長 望月昭治様

提出者 議会運営委員会

委員長 山崎雄平

別紙

議員提出議案第 3 号

渋川市議会会議規則の一部を改正する規則

渋川市議会会議規則（平成 18 年渋川市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第 2 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第 84 条第 2 項中「第 83 条」を「前条」に改める。

第 89 条中「永年」を「30 年」に改める。

第 91 条第 1 項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第 2 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第 139 条第 1 項中「並びに請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「請願を」を「前 2 項の請願を」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前日に作成した会議録の保存期間は、30 年とする。

この場合において、保存期間を満了してなお保存しているものについては、
、渋川市公文書等の管理に関する条例（令和元年渋川市条例第23号）第
9条の規定の例により取り扱うものとする。

理 由

市議会への多様な人材の参画を推進するための環境整備、行政手続における署名押印の見直し及び渋川市公文書等の管理に関する条例の施行に伴い、
所要の改正をしようとするものである。

茨川市議会会議規則（平成18年茨川市議会規則第1号）の一部を改正する規則新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（欠席の届出） 第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u> 2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>（参考人） 第84条 （略） 2 参考人については、第81条、第82条及び<u>前条</u>の規定を準用する。</p> <p>（会議録の保存年限） 第89条 会議録の保存年限は、<u>30年</u>とする。</p> <p>（欠席の届出） 第91条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</u> 2 委員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>（請願書の記載事項等） 第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び<u>請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印</u> <u>をしなければならない。</u></p>	<p>（欠席の届出） 第2条 議員は、<u>事故のため</u> <u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u> 2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて</u> <u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>（参考人） 第84条 （略） 2 参考人については、第81条、第82条及び<u>第83条</u>の規定を準用する。</p> <p>（会議録の保存年限） 第89条 会議録の保存年限は、<u>永年</u>とする。</p> <p>（欠席の届出） 第91条 委員は、<u>事故のため</u> <u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</u> 2 委員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて</u> <u>、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>（請願書の記載事項等） 第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日<u>並びに請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印</u>をしなければならない。</p>

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

4 (略)

5 (略)

2 請願を_____紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

3 (略)

4 (略)